

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年9月4日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月18日から同年10月8日まで縦覧に供する。

令和7年9月16日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
香川県三豊市三野町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （かんがい排水事業）宮池地区	三豊市農政部 土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 （かんがい排水事業）西浜地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （かんがい排水事業）皿池地区	〃